

島根県建設工事一般競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部所管の建設工事の請負契約について一般競争入札を執行するに当たり、島根県建設工事等入札執行要領、島根県建設工事等電子入札執行要領（以下「電子入札執行要領」という。）及び島根県建設工事郵便入札執行要領（以下「郵便入札執行要領」という。）によるものほか必要な事項を定めるものとする。

この要領において、農林水産部所管の建設工事には、県土整備事務所（隠岐支庁にあっては県土整備局。以下同じ。）で執行する農林土木工事を含むものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象工事は、請負対象額が2億円以上の工事、又は総合評価方式（標準型、高度技術提案型）により発注される工事を対象とする。

(入札の公告)

第3条 当該工事を執行する本庁の課又は地方機関（（隠岐支庁にあっては県土整備局及び農林水産局）以下「地方機関等」という。）は、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条に基づき、掲示、その他の方法により公告するものとする。

(競争参加の資格)

第4条 会計規則第60条第2号の「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」として次の条件をすべて満たす者であることを公告するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 当該工事について、島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第4条第2項の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 当該工事と同種の工事の施工実績があること。
- (4) 当該工事に配置を予定する現場代理人、監理技術者又は主任技術者等が適正であること。
- (5) 公告の日から第7条第9項の提出期限の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 当該工事の公告の日の属する年度の前年度に完成した県発注工事の施工実績がある場合は、工事成績の平均点が70点未満でないこと。なお、前年度の施工実績はないが、前々年度に完成した県発注工事の施工実績がある場合は、工事成績の平均点が70点未満でないこと。
- (7) 別表の一般競争入札における工種別発注基準に合致している者であること。ただし、工事の性質等により、第20条に規定する競争入札参加資格委員会が別表と異なる条件を決定した場合には、当該条件に合致している者であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に別に定める資本関係又は人的関係がないこと。

2 前項第2号から第4号まで及び第6号、第7号の条件は、当該工事の状況に応じ、公告に

において、できるだけ具体的に明示するものとする。

(資格の決定)

第5条 前条に規定する資格は、委員会（第20条の競争参加資格委員会をいう。以下同じ。）の議を経て決定するものとする。

(共同企業体の取扱い)

第6条 一般競争入札には、特別共同企業体を参加させることができるものとする。

- 2 前項の場合においては、島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年島根県告示第333号。以下「共同企業体要綱」という。）の規定を準用するものとする。
- 3 特別共同企業体を参加させる場合には、その旨及び構成員の数、組合せ、技術的要件、出資比率要件、代表者要件その他必要と認められる事項を公告において明示するものとする。

(競争参加資格確認申請書及び技術資料の提出)

第7条 一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者から所定の期限までに競争参加確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び技術資料（以下「資料」という。）の提出を求めることする。

- 2 申請書及び資料は、参加希望者が電子入札執行要領の定めにより提出するものとする。ただし、特別共同企業体を結成して参加する場合は、参加希望特別共同企業体の代表者が提出者となるものとする。
- 3 資料の作成等に要する費用は提出者の負担とするものとする。
- 4 提出された資料等は返却しないものとする。
- 5 提出された資料等は提出者に無断で競争参加資格の確認以外の用途に使用してはならない。
- 6 期限までに申請書及び資料を提出しない者又は知事が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。
- 7 資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがあるものとする。
- 8 申請書及び資料の受付は、総務部、防災部及び農林水産部所管の工事にあっては当該工事の主務課、土木部所管の土木工事にあっては土木総務課、建築工事にあっては土木部建築住宅課において行うものとする。
- 9 申請書及び資料の提出期限は、原則として、設計図書等の配付を開始した日の翌日から起算して14日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。とするものとする。
- 10 申請書及び資料の受付期間及び受付場所、問合せ先、第1項から第7項までの旨その他申請書及び資料の提出に関し必要と認められる事項は公告において明示するものとする。

(資料の内容)

第8条 資料の内容は次の第1号から第3号とする。

(1) 施工実績

同種の工事の施工実績

(2) 配置予定の技術者

配置予定の技術者の資格、経歴、同種の工事の経験等

(3) 業態調書

資本関係等のある会社の状況

2 前項第1号の資料には、記載内容を証明する契約書の写し等を添付するものとする。

3 前2項の旨は公告において明示するものとする。

(設計図書等の配付)

第9条 設計図書等の配付は、公告後速やかに開始するものとする。

2 設計図書等の配付期間、配付場所及び配付方法は、公告において明示するものとする。

(質問等)

第10条 設計図書等に対する質問は、原則として設計図書の閲覧を開始した日の翌日から、入札執行日の5日（休日を含まない。）前までに電子調達システム（島根県が発注する建設工事等の入札等の事務手続きをインターネットを利用して行うシステムをいう。以下「電子調達システム」という。）により行うものとする。

2 前項の質問に対する回答は、隨時速やかに電子調達システムにより行うものとする。

3 前2項の旨並びに質問書の受付期間及び受付場所は公告において明示するものとする。

(資料作成説明会)

第11条 必要と認められる場合においては、委員会の議を経て資料作成説明会（以下「説明会」という。）を実施することができるものとする。

2 説明会を実施する場合には、次に掲げる事項を公告において明示するものとする。

(1) 説明会の実施日時及び場所

(2) 説明会への参加申込方法、申込期間及び申込先

(3) その他必要と認められる事項

3 説明会の実施日は、原則として、資料の提出期限の10日前までとするものとする。

(競争参加資格の確認)

第12条 競争参加資格の有無については、委員会の議を経て確認するものとする。

2 前項の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。

3 競争参加資格を確認したときは、原則として、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を競争参加資格確認通知書（様式第2号。以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

ただし、特別共同企業体の場合においては、確認通知書が特別共同企業体入札参加資格審査通知書を兼ねるものとする。

4 前2項の旨は公告において明示するものとする。

5 競争参加資格がないと認められた者に対しては、その理由及び所定の期限内に当該理由について説明を求めることができる旨を確認通知書に付記するものとする。

(競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第13条 競争参加資格がないと認められた者は、原則として、前条第3項の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式第3号）により競争参加資格

がないと認められた理由について説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の説明を求められたときは、原則として、前項の書面を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、委員会の議を経て書面（様式第4号）により回答するものとする。
- 3 前2項の旨は、公告において明示するものとする。
- 4 説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、委員会の議を経て前条第3項の通知を取り消し、第2項の回答と併せて、改めて競争参加資格がある旨の通知を行うものとする。

（現場説明会）

第14条 必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができるものとする。

- 2 現場説明会を行う場合には、現場説明会を行う日時及び場所等を公告において明示するものとする。
- 3 現場説明会を行う日は、競争参加資格がないと認めた者に対する前条の規定による理由の説明手続きが終了した以降とし、原則として、入札執行日の7日（休日を含まない。）前までとするものとする。

（入札の執行）

第15条 入札は、電子入札執行要領の定めるところにより執行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札執行者が特に必要と認めた場合は電子入札によらないこともできる。
- 3 前2項いずれの場合も、公告においてその旨を明示するものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第16条 入札保証金及び契約保証金は、会計規則の定めるところによるものとし、この旨は公告において明示するものとする。

（入札の無効）

第17条 次の入札は無効とするものとする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
 - (3) 現場説明会及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 競争参加資格のあることを確認された者であっても、第7条第9項の提出期限の日の翌日から落札決定までに指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けた者のした入札
 - (5) その他入札の時点において競争参加資格のない者のした入札
- 2 前項の旨は公告において明示するものとする。

（落札者の決定通知）

第18条 入札を執行した課にあっては、当該工事を執行する地方機関等に対し、落札者を書面（様式第5号）により通知するものとする。

（入札結果等の閲覧）

第 19 条 一般競争に付した工事については、島根県建設工事入札結果等閲覧規程（昭和 57 年島根県告示第 648 号）の定めるところによるほか、次のとおり入札結果等に関する書類を閲覧に供するものとする。

- (1) 申請書を提出した業者名を記載した書類
- (2) 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由を記載した書類
- (3) 入札者名、入札の経緯及び最終入札結果を記載した書類

(競争参加資格委員会)

第 20 条 競争参加資格の決定、確認等を行うため、総務部、防災部、農林水産部及び土木部に競争参加資格委員会を置くものとする。

- 2 委員会は、総務部にあっては島根県建設工事入札参加者選定要領（平成 15 年 3 月 31 日付け総発第 538 号、総管発第 747 号、管発第 299 号、総務部長・農林水産部長・土木部長通知）第 9 条に規定する総務部審査会、防災部にあっては同条に規定する防災部審査会、農林水産部にあっては同条に規定する農林水産部審査会、土木部にあっては同条に規定する土木部審査会の委員をもって構成する。
- 3 委員会の運営は、次の各号によるものとする。
 - (1) 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ開催することはできない。
 - (2) 委員会の会議は、公開しない。
 - (3) 委員会の委員は、会議の内容を他に漏らしてはならない。
 - (4) 特に技術的難度の高い工事に係る競争参加資格の決定及び確認について学識経験者による専門的意見を聴く等の必要があると認められるときは、前項の委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせができるものとする。

(技術審査会)

第 21 条 資料の内容について必要な調査及び審査を行うため、委員会に技術審査会を置くものとする。

- 2 技術審査会は、次の表に掲げる組織毎に置き、各職の者をもって構成する。

(1) 総務部

当該工事を所掌する課長（室長）及び調整監、担当グループリーダー等

(2) 防災部

当該工事を所掌する課長（室長）及び調整監、担当グループリーダー等

(3) 農林水産部

技術管理課長、当該工事を所掌する課長及び室長、技術管理課調整監、担当グループリーダー、統括技術専門監

(4) 土木部

技術管理課長、当該工事を所掌する課長及び室長、技術管理課(上席)調整監、担当グループリーダー、統括技術専門監

- 3 農林水産部及び土木部の技術審査会には、必要に応じて工事を執行する地方機関等の長を加えることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

「島根県農林水産部建設工事一般競争入札執行要領」、「島根県農林水産部建設工事公募型指名競争入札執行要領」及び「島根県土木部建設工事公募型指名競争入札執行要領」は、廃止する。

- 4 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事から適用する。
- 9 この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事から適用する。
- 10 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事から適用する。
- 11 この要領は、平成 22 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事から適用する。
- 12 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事から適用する。
- 13 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事から適用する。
- 14 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事から適用する。
- 15 この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事から適用する。
- 16 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事から適用する。
- 17 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事から適用する。